

函館地区連合 函館市に対し米巡洋艦寄港反対を要請

5月16日（金）から21日（水）までの6日間、米海軍のミサイル巡洋艦「シャイロー」が函館港北埠頭に寄港する計画に対し、港湾管理者の函館市が岸壁使用を許可したことに対する申し入れを5月8日（木）に北海道・道南地域平和運動フォーラム、民主党函館支部と共に函館地区連合会が行い、入港許可の撤回を要請しました。

冒頭、工藤函館市長の代理として参加した片岡副市長に対し、四者を代表して道南地域平和運動フォーラムの相澤代表（函館地区連合会副会長）から申入書を手交し、要請趣旨を伝えると共に函館市の姿勢を問いました。

函館地区連合会からは荒木会長、八木橋副事務局長が参加し、入港許可に至るまでの判断基準や事務手続き、市民への周知等について意見交換しました。



主なやりとりは、
◆核兵器搭載の有無の確認方法は？

□4月21日、外務省及び米国総領事館宛に文書で照会している。

◆明確に核兵器搭載について回答があったのか。

□外務省からの回答では、

「1994年の戦術核兵器の搭載能力を撤去する旨の発表、2010年4月の核トマホークを退役させる旨の発表等により、核兵器を搭載する米国艦船の寄港がないと判断している」というものである。

◆トマホーク後継兵器について核搭載の有無について、触れられていない。外務省の回答は不十分であり、核の危険性を認識しているのであれば非核証明書の提出を求めるべきだ。
□函館方式では、外務省からの「核兵器搭載の疑いを有していない」との見解や日米安全保障条約の円滑な運用の観点から協力を求められていることから、係留等に問題が無ければこれまでも許可してきた。国に行っても「搭載していないという回答」から前進していない。

◆函館市民の命を守る立場から大間原発訴訟と同様のスタンスで臨むべきではないか。

□工藤市長に伝える。

◆一方、米総領事館からの回答は？

□4月24日に米国総領事館から回答があったが、安保保障条約の合意事項に基づき、米国大使館から日本政府に対して通知することとなっていることから外務省に直接問い合わせることを勧めるという内容であった。

◆米国の姿勢は傲慢と言わざるを得ない。核密約問題でも明らかなおり核兵器未搭載という確証はない。函館は核兵器廃絶平和都市宣言を行っている街であることも含め、非核証明書の提示を求めるべきだ。

□昭和59年に当市が「核兵器廃絶平和都市宣言」を行っていることを米国側に今後伝えていきたい。

◆今回の寄港申し入れに関する情報が5月1日の新聞報道で明らかにされたが、道南版であり、入港許可した後で市民に周知するのは行政機関として問題があるのではないか。



□外務省等への照会が4月21日で、回答が4月24日で短期間の中での事務処理であったため後手となった。

◆同様の問題で苫小牧の場合は、寄港要請があった時点で市のホームページ等で市民周知を図っている。函館市のスタンスは違うのか？

□今後ホームページの活用も検討し、市民周知の方法を考えていきたい。

今回の寄港はペリー提督来航160周年の一貫として親善が目的であるという背景もある。

◆親善目的に軍艦を持ってくる必要はない！

意見交換終了後、新聞記者から「どのような条件の場合に函館市が入港を拒否するのか？」との問いに対し、同席していた松塚港湾空港部次長から「寄港期間に多くの商業船入って係留が困難という場合が想定される」と主体的判断で拒否する可能性がないことを示す場面もありました。

なお、入港が予定されている16日（金）朝には、平和運動フォーラムと合同で入港反対集会を開催することとしています。